

## 家島高校いじめ防止基本方針

### 1 背景と目的

全国的に授業についていけない焦りや劣等感などの過度なストレスが原因でいじめ問題が発生するとされている。いじめ問題への観衆や傍観者を容認するような教職員の不適切な言動から被害者を孤立させてしまう事態も発生している。また、いじめ問題が発生する背景には、発達障害のある生徒や外国人生徒、そして性同一性障害や性的指向・性自認の問題に悩みを抱える生徒もいることを理解しておきたい。この問題には、保護者や地域・専門家などと連携を図りながら対応していくことが求められている。

本年度、いじめ基本方針を見直し・改善するにあたり、本校生徒が心理的又は物理的な影響を受け、心身の苦痛に悩まされないように徹底して未然防止に努めることを目指すものとする。

### 2 見直し・改善の概要

- 1) いじめ問題への対応は学校における最重要課題の1つであると認識し、いじめ防止のための組織づくりとその機能を果たしているかを確認する。
- 2) いじめ問題に関わる対象者（被害者・加害者・観衆・傍観者）への対応を、保護者や地域・専門家と連携を図れるような体制を整える。  
※傍観者には「協力者」や「相談者」がいることを共通認識する。
- 3) いじめ問題では「初期対応」よりも「未然防止」に注力していることを確認する。
- 4) いじめ問題への対応が個々の教職員による判断ではなく、組織として一貫した判断・対応ができる体制を整える。  
※どのような件でも、個人で判断せずに「報告義務」を果たす。
- 5) いじめ問題であるかどうかの境界線は、被害者が引くものであると共通理解をする。
- 6) ネットいじめの問題に対応できる手立てを検討していく。

### 3 未然防止・早期発見の課題

- 1) 学校生活の中で、自己有用感に裏付けられた自尊感情を育むことができるか。（授業・行事等）
- 2) 教師が生徒を「みる力」を養うことができるか。（見る→観る→視る→診る→看る）  
※教師の本質である「目」に加えて、それぞれの生徒に合った「手」を差しのべられるか。
- 3) 年9回のアンケート内容を毎学期ごとに工夫・改善をして、生徒が打ち明けやすい場面や環境を提供できるか。  
※アンケートに頼らない教師の眼力強化ができるか。
- 4) ネットいじめや情報モラル等に関する教育の場面を年1回以上実施できるか。  
※教師は定期的にサイバーパトロールができるように機能を整え、些細な兆候や懸念、生徒が発信する訴えを察知することができるか。

## 4 対策

- 1) 全職員が情報共有することで、協調性を基盤とした信頼関係を強固なものにし、教育活動全般を通じて豊かな心を育む教育に注力する。
- 2) 「いじめのアンケート」の結果を職員全体で共有する場を設ける。また、その場において積極的な意見交換、情報共有をおこなう。
- 3) 「いじめ問題であるかどうか」を判断することより、「いじめと疑われる物事すべて」に対応する。
- 4) いじめ問題の掘り起こしによって認知件数を増やす。  
※認知件数の増加は、いじめに向き合った証として教育の高まりを判断するものとする。
- 5) 些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを包み隠さず、また、対応不要と個人や学年で判断せずに直ちに全該当組織に報告・連絡・相談をする。
- 6) サイバーパトロールができるネット環境を整える。

## 5 いじめ防止の指導体制および組織的対応

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒支援体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。(別紙1)

また、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。(別紙2)

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。(別紙3)

### (3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。(別紙4)

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害がある場合。
  - ②いじめにより生徒が自殺を企図した場合。(未遂を含む)
  - ③身体に重大な障害を負った場合。
  - ④金品等に重大な被害を被った場合。
  - ⑤精神性の疾患を発症した場合。
  - ⑥いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。
- ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、それに基づき校長が判断する。
- ※生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 7 その他の留意事項

誰からも信頼され、愛される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、家島地域懇談会、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、毎年「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直しを実施する。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。